

商標使用許諾申請書（5級用）

本件商標：①「臨床美術」（登録番号：第 5285302 号、第 5296163 号）
 ②「臨床美術士」（登録番号：第 4973611 号）

（株）芸術造形研究所が保有する本件商標の使用を、以下の通り申請します。

認定級	臨床美術士 5級	申請日	年 月 日
会社・団体名	※団体としての申請がある場合のみご記入ください。		
部署名・担当者氏名	印		
住所			
電話番号			
対象物	ボックスにチェックを入れてください。複数選択可。 <input type="checkbox"/> ・無料体験会等名称 ・名刺 ・チラシ <input type="checkbox"/> 自己のウェブサイト (http://www) <input type="checkbox"/> その他 () ※宣伝広告活動、又は、販売・頒布する物品・グッズに、本件商標を使用することを希望する場合、 個別に（株）芸術造形研究所に相談の上、事前の許諾を受けてください。		

■使用条件：本件商標の使用にあたっては、以下の「使用条件」に同意します。

①地域	日本国内
②使用制限	本件商標の使用は、特定非営利活動法人日本臨床美術協会が認定する臨床美術士資格認定会員、指定校、認定登録団体、賛助会員に限る。
③表示	公衆が明確に認識できる方法で本件商標の使用対象物に以下の脚注を添える。 『「臨床美術」及び「臨床美術士」は、日本における（株）芸術造形研究所の登録商標です』
④報告	（株）芸術造形研究所の承諾通知書発行から3ヶ月以内に、本件商標の各使用対象物の原案（印刷前）各 1 部を（株）芸術造形研究所の窓口となっている、日本臨床美術協会に提出する。原案の提出が不可能な場合は、本件商標の使用状況が確認できるカラーの写真、プリントアウト、コピー等を提出する。
⑤禁止事項	（株）芸術造形研究所の事前の書面による承諾なく、以下の各号を行ってはならない。 (1) 本件商標の使用権を第三者に譲渡し又は再許諾すること。 (2) 宣伝広告活動、又は、販売・頒布する物品・グッズに本件商標を使用すること。 (3) 前各号の他、（株）芸術造形研究所又は本件商標の品位、名誉を損なう行為。
⑥使用中止	以下の場合、（株）芸術造形研究所は、直ちに本件商標の使用許諾を中止することができ、以後申請者は本件商標及び類似の商標を使用してはならない。当該使用中止により生じた損害について（株）芸術造形研究所は一切の責任を負わない。 (1) （株）芸術造形研究所が承諾した申請内容又は使用条件の一に違反した場合。 (2) 日本臨床美術協会の会員資格を失った場合。
⑦更新	使用許諾期間を更新するときは、再度、本使用許諾申請書を提出し（株）芸術造形研究所の承諾を受ける。

（株）芸術造形研究所・使用欄）

商標使用承諾通知書

No. _____

殿

上述申請内容及び使用条件に従い、_____年_____月_____日から3年間、
 本件商標を使用することを許諾いたします。

年 月 日
 （株）芸術造形研究所

印